



# 島根県報

平成22年11月30日（火）

第2,244号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

平成22年度島根県准看護師試験の実施

（医療政策課） 2

平成22年度地籍調査事業の決定の一部改正

（用地対策課） 4

**告 示****島根県告示第706号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成22年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成22年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 試験日時**

平成23年2月18日（金） 午後1時から午後3時30分まで

**2 試験場所**

松江会場 松江市殿町158 島根県民会館

浜田会場 浜田市野原町2433-2 島根県立大学浜田キャンパス

**3 試験の方法**

筆記試験（四肢択一式）

**4 試験科目**

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

**5 受験資格**

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成23年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成23年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成23年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成23年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で看護師免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で知事が適当と認めたもの

**6 願書の提出期間等****(1) 提出期間**

平成23年1月4日（火）から平成23年1月14日（金）まで

**(2) 受付方法等**

受付場所への持参又は郵送による（持参の場合は、提出期間中（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。郵送により提出する場合は、書留郵便とし、平成23年1月14日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

**(3) 受付場所**

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ

**7 提出書類****(1) 受験願書**

- (2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定

欄にはり付けたもの)

なお、養成施設において受験用写真をはった受験票に、当該施設の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成23年3月31日（木）午後5時（必着）までに提出がない場合は、当該試験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(5)又は(6)に該当する者は、それを証する書面

8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便小為替で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。）

9 受験票の交付

受験願書を受理した者には、受理後2週間以内に受験票を交付する。受験票は各准看護師養成施設一括申込み分については施設長あて一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

平成23年2月1日（火）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

10 合格発表

平成23年3月18日（金）午前9時に県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分から島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも登載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

11 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、修業又は卒業見込みで受験した者については、平成23年3月31日（木）午後5時（必着）までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。

12 試験成績の開示

試験の成績を次のとおり開示する。

(1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

(2) 開示対象者

全受験者

(3) 開示請求できる者

受験者本人

(4) 開示期間

平成23年3月18日（金）から平成23年4月18日（月）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

(6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は行わない。

(7) 開示場所

## 島根県健康福祉部医療政策課

## 13 その他

- (1) 受験に必要な書類は、島根県健康福祉部医療政策課へ請求すること。願書の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、6の(3)へ請求すること。
- (2) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成23年1月14日（金）までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。
- (3) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。また、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び県内在住者を優先する。
- (4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

## 島根県告示第707号

平成22年度地籍調査事業の決定（平成22年島根県告示第401号）の一部を次のように改正し、平成22年11月30日から施行する。

平成22年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表雲南市の項を次のように改める。

雲南市	神代① 神代② 須賀④ 上久野④ 上久野⑤ 刈畑① 殿河内① 北村① 殿河内② 殿河内③ 北村② 北村③ 刈畑③	交付決定の日から平成23年3月31日まで
-----	--	----------------------